

大労基発 1209 第1号の2
令和3年12月9日

団体の長 殿

大阪労働局 労働基準部長



冬季死亡災害防止強化期間について

貴団体並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年の大阪府内の労働災害による死亡者は43人（11月末日現在）となり、前年同期に比べ3人増加しております。

本来あってはならない死亡災害を減少させることは最重要課題であり、特に、令和4年は第13次労働災害防止計画の最終年として締めくくりの年となることから、1月から3月期の冬季に死亡災害を最少（10件以下）に抑え込み、年間を通じた死亡労働災害の減少につなげることが極めて重要となっております。

また、死亡災害の内訳をみると、事故の型別では墜落・転落災害及び交通事故で全体の約半数を占めており、年齢別では墜落・転落災害、交通事故とも、60代以上の割合が高くなっていることから、目標達成のためにはこれら災害の発生防止を図ることが重要です。

以上を踏まえ、大阪労働局では、下記の期間を「令和4年『冬季死亡災害防止強化期間』」として設定することとしました。

大阪労働局管内における死亡災害を防止するためには、「墜落・転落災害」の防止と「交通労働災害」の防止、そして「高年齢労働者の労働災害」の防止がポイントとなりますので、同封しました別添リーフレットを参考に、事業場の安全衛生管理体制の再確認や関係労働者への教育の充実などを通じた労働災害防止の強化を図っていただきますよう、会員事業場に対し周知をお願いします。

末筆ではありますが、貴団体並びに会員事業場の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたします。

記

実施期間：令和4年1月1日から3月31日まで

なお、大阪労働局では冬季死亡災害防止強化期間中、同期間に関する動画を大阪労働局 YouTube チャンネルに配信するほか、大阪労働局ホームページ上に同封のリーフレットなどを掲載することとしておりますので、是非そちらもご覧ください。

配信先

大阪労働局 YouTube チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCMccyei1zg_iL9Yd7LP9vMQ

